

2025 年 6 月 9 日

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

「長期金利連動型変動金利定期預金＜愛称・スパート＞」「変動金利型定期預金（標準型）＜愛称・リズム＞」の商品廃止について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、「長期金利連動型変動金利定期預金＜愛称・スパート＞」「変動金利型定期預金（標準型）＜愛称・リズム＞」について、商品を廃止させていただくこととなりました。既に新規のお預け入れは停止しておりますが、自動継続も停止となります。これに伴い、自動継続停止後および満期日が経過している契約について、以下の通り取り扱いを変更させていただきます。

1. 2026 年 3 月 1 日（日）以降に満期日を迎える自動継続扱いのご契約について

（1）個人のお客さま

満期日ごとに、同一期間の新型定期預金＜グッドセレクト（変動型）＞へお振り替えいたします。

お客さまによるお手続きは特段ございません。また、お振り替えに伴う新通帳の発行・発送はございません。

お振り替え後、自動振替結果のお知らせをご郵送いたします。

新型定期預金＜グッドセレクト（変動型）＞については、[こちら](#)をご覧ください。

（2）法人のお客さま

満期日ごとに解約し、あらかじめご指定いただいている預金口座へご入金させていただきます。

お客さまによるお手続きは特段ございません。ご入金後、ご契約終了のお知らせをご郵送いたします。

2. 満期日を経過しているご契約について

満期日を経過しているご契約については、2026 年 3 月 12 日（木）に解約し、同じお客様番号の普通預金口座、当座預金口座等へご入金させていただきます。

お客さまによるお手続きは特段ございません。ご入金後、ご契約終了のお知らせをご郵送いたします。

3. 「自動継続長期金利連動型変動金利定期預金規定」等の改定について

本商品廃止に伴い、2026 年 3 月 1 日（日）より、以下の規定を改定いたします。改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

（1）対象となる規定

- ① 自動継続長期金利連動型変動金利定期預金規定
- ② 長期金利連動型変動金利定期預金規定
- ③ 自動継続変動金利型定期預金（標準型）規定
- ④ 変動金利型定期預金（標準型）規定

(2)改定内容

下表では改定となる条項のみ記載しております(下線部:変更部分)。

① 自動継続長期金利連動型変動金利定期預金規定

改定前	改定後
1. (自動継続) (1) 自動継続長期金利連動型変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の長期金利連動型変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに第4条に定める利息の支払いが行われていない場合、この預金に対して質権が設定されている場合、相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他当社が自動継続の取扱いを相当でないと認めた場合、ならびに申出により自動継続の取扱いを取消している場合は、この限りではありません。この場合、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。	1. (自動継続) (1) 自動継続長期金利連動型変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の長期金利連動型変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、満期日(継続をしたときはその満期日。以下同じです。)までに第4条に定める利息の支払いが行われていない場合、この預金に対して質権が設定されている場合、相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他当社が自動継続の取扱いを相当でないと認めた場合、ならびに申出により自動継続の取扱いを取消している場合は、この限りではありません。この場合、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。 <u>(2) 前項の規定にかかわらず、2026年3月1日以降は、この預金は継続することはできず、この預金のうち2026年3月1日以降に満期日を迎える自動継続扱いの預金については、通帳記載の満期日に、以下の方法で取扱います。</u> <u>① 個人について この預金は、通帳記載の満期日にこの預金と同一の期間の新型定期預金(変動型)＜グッドセレクト(変動型)＞(以下、「グッドセレクト(変動型)」)といたします。)に自動的に振替します。満期日時点で元金もしくは元利合計金額が「グッドセレクト(変動型)」の最低預入金額未満の場合も「グッドセレクト(変動型)」へ自動振替します。自動振替後は自動継続新型定期預金(変動型)＜グッドセレクト(変動型)＞規定が適用されます。</u> <u>② 法人について この預金は、当社所定の方法によりあらかじめ預金口座が指定されたときは、当該預金口座(以下「指定口座」といいます。)に入金します。</u>

改定前	改定後
(2) この預金の継続後の利率は、継続日（継続日が銀行の休日にあたる場合はその前営業日）における当社店頭に表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときはその定めによるものとします。 (3) 継続を停止するときは、満期日までにその旨を通帳記載の取引店（以下「取引店」といいます。）に申出てください。	③ <u>指定口座に入金するとき、満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付けで指定口座への入金手続き等を行います。（この場合、指定口座からの出金は翌営業日からとなります。）</u> ④ <u>①において相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他当社が自動振替の取扱いを相当でないと認めた場合、②において指定口座の指定がない場合、該当する指定口座が存在しない場合は、預金者のために開設する口座に支払います（別途開設した口座については、普通預金口座に振り替えた場合と同様の取扱いとします）。</u> ⑤ <u>④により預金者のために開設された口座に支払われたこの預金の元金と利息およびこれにかかる利息を受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに当社に提出してください。</u> (3) この預金の継続後の利率は、継続日（継続日が銀行の休日にあたる場合はその前営業日）における当社店頭に表示する利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときはその定めによるものとします。 (4) 継続を停止するときは、満期日までにその旨を通帳記載の取引店（以下「取引店」といいます。）に申出てください。
5.（預金の解約、書換継続） (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。	5.（預金の解約、書替継続） (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください。 (3) <u>満期日以後、非継続扱いとなっているこの預金については、第1条第1項の規定にかかわらず、当社所定の日をもって解約するものとし、満期日から解約日の前日までの利息を計算し、この預金とともに、預金者が当社に対して有する同一支店の普通預金口座、当座預金口座または</u>

改定前	改定後
	<u>当社が預金者のために開設する口座に支払います(別途開設した口座については、普通預金口座に振り替えた場合と同様の取扱いとします)。なお、満期日から解約日の前日までの利息については、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における当社の普通預金の利率によって計算します。</u> <u>(4) 前項により別途預金者のために開設された口座に支払われたこの預金の元金と利息およびこれらにかかる利息を受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに当社に提出してください。</u>

② 長期金利連動型変動金利定期預金規定

改定前	改定後
1. (預金の支払時期) 長期金利連動型変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日以後に支払います。ただし、この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された口座(以下「指定口座」といいます。)に入金する取扱い(以下「自動解約扱」といいます。)もできます。	1. (預金の支払時期) <u>(1) 長期金利連動型変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳記載の満期日以後に支払います。ただし、この預金は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された口座(以下「指定口座」といいます。)に入金する取扱い(以下「自動解約扱」といいます。)もできます。</u> <u>(2) 前項の規定にかかわらず、2026年3月1日以降は、満期日を経過したこの預金について、当社所定の日をもって解約するものとし、満期日から解約日の前日までの利息を計算し、この預金とともに、預金者が当社に対して有する同一支店の普通預金口座、当座預金口座または当社が預金者のために開設する口座に支払います(別途開設した口座については、普通預金口座に振り替えた場合と同様の取扱いとします)。なお、満期日から解約日の前日までの利息については、満期日から解約日の前日までの日数および解約日の当社の普通預金の利率によって計算します。</u> <u>(3) 前項により別途預金者のために開設された口座に支払われたこの預金の元金と利息およびこれ</u>

改定前	改定後
	<u>らにかかる利息を受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の通帳とともに当社に提出してください。</u>

③ 自動継続変動金利型定期預金（標準型）規定

改定前	改定後
1.（自動継続） (1) 自動継続変動金利型定期預金（標準型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳式の場合通帳）記載の満期日に前回と同一期間の変動金利型定期預金（標準型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 ただし、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までに第4条に定める利息の支払いが行われていない場合、この預金に対して質権が設定されている場合、相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他当社が自動継続の取扱いを相当でないと認めた場合、ならびに申出により自動継続の取扱いを取消している場合は、この限りではありません。この場合、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。	1.（自動継続） (1) 自動継続変動金利型定期預金（標準型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳式の場合通帳）記載の満期日に前回と同一期間の変動金利型定期預金（標準型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 ただし、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までに第4条に定める利息の支払いが行われていない場合、この預金に対して質権が設定されている場合、相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他当社が自動継続の取扱いを相当でないと認めた場合、ならびに申出により自動継続の取扱いを取消している場合は、この限りではありません。この場合、この預金は満期日以後で解約の申出があった日に支払います。 <u>(2) 前項の規定にかかわらず、2026年3月1日以降は、この預金は継続することはできず、この預金のうち2026年3月1日以降に満期日を迎える自動継続扱いの預金については、証書（通帳式の場合通帳）記載の満期日以後に、以下の方法で取扱います。</u> <u>① 個人について この預金は、証書（通帳式の場合通帳）記載の満期日にこの預金と同一の期間の新型定期預金（変動型）＜グッドセレクト（変動型）＞（以下、「グッドセレクト（変動型）」といいます。）に自動的に振替します。満期日時点で元金もしくは元利合計金額が「グッドセレクト（変動型）」の最低預入金額未満の場合も「グッドセレクト（変動型）」へ自動振替します。自動振替後は自動継続新型定期預金（変動型）＜グッドセレクト（変動型）＞規定が適用されます。</u>

改定前	改定後
(2) この預金の継続後の利率は、継続日（継続日が銀行の休日にあたる場合はその前営業日）を預入日としその6か月後の応当日（応当日がない場合はその直前の日。以下同じです。）を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率（ただし預入金額が 300 万円未満の店頭表示の利率とします。）に、この預金のその継続日から満期日までの期間とその継続後のこの預金の金額に応じた継続日における当社所定の一定の利率を加える方式により算定するものとします。 (3) 継続を停止するときは、満期日までにその旨を証書（通帳式の場合通帳）記載の取引店（以下「取引店」といいます。）に申出てください。	② <u>法人について この預金は、当社所定の方法によりあらかじめ預金口座が指定されたときは、当該預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。</u> ③ <u>指定口座に入金するとき、満期日が銀行休業日であったときは、その銀行休業日付で指定口座への入金手続き等を行います。（この場合、指定口座からの出金は翌営業日からとなります。）</u> ④ <u>①において相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他当社が自動振替の取扱いを相当でないと認めた場合、②において指定口座の指定がない場合、該当する指定口座が存在しない場合は、預金者のために開設する口座に支払います（別途開設した口座については、普通預金口座に振り替えた場合と同様の取扱いとします）。</u> ⑤ <u>④により預金者のために開設された口座に支払われたこの預金の元金と利息およびこれらにかかる利息を受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の証書（通帳式の場合通帳）とともに当社に提出してください。</u> (3) この預金の継続後の利率は、継続日（継続日が銀行の休日にあたる場合はその前営業日）を預入日としその6か月後の応当日（応当日がない場合はその直前の日。以下同じです。）を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率（ただし預入金額が 300 万円未満の店頭表示の利率とします。）に、この預金のその継続日から満期日までの期間とその継続後のこの預金の金額に応じた継続日における当社所定の一定の利率を加える方式により算定するものとします。 (4) 継続を停止するときは、満期日までにその旨を証書（通帳式の場合通帳）記載の取引店（以下「取引店」といいます。）に申出てください。
5.（預金の解約） (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合	5.（預金の解約） (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合

改定前	改定後
を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください)。	を除き、満期日前に解約することはできません。 (2) この預金を解約または書替継続するときは、所定の受取欄に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください(通帳式の場合、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに取引店のほか当社国内本支店に提出してください)。 <u>(3) 満期日以後、非継続扱いとなっているこの預金については、第1条第1項の規定にかかわらず、当社所定の日をもって解約するものとし、満期日から解約日の前日までの利息を計算し、この預金とともに、預金者が当社に対して有する同一支店の普通預金口座、当座預金口座または当社が預金者のために開設する口座に支払います(別途開設した口座については、普通預金口座に振り替えた場合と同様の取扱いとします)。なお、満期日から解約日の前日までの利息については、満期日から解約日の前日までの日数および解約日における当社の普通預金の利率によって計算します。</u> <u>(4) 前項により別途預金者のために開設された口座に支払われたこの預金の元金と利息およびこれらにかかる利息を受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の証書(通帳式の場合通帳)とともに当社に提出してください。</u>

④ 変動金利型定期預金(標準型)規定

改定前	改定後
1. (預金の支払時期) (1) 変動金利型定期預金(標準型)(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳式の場合通帳)記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された口座に入金するものとします。 (2) 前項で指定された口座が存在しない場合、この預金に対して質権が設定されている場合、相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他前項の取扱いができない場合または当社が前項の取扱いを相当でないと認めた場	1. (預金の支払時期) (1) 変動金利型定期預金(標準型)(以下「この預金」といいます。)は、証書(通帳式の場合通帳)記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された口座に入金するものとします。 (2) 前項で指定された口座が存在しない場合、この預金に対して質権が設定されている場合、相続手続き等によりこの預金の異動が停止されている場合その他前項の取扱いができない場合または当社が前項の取扱いを相当でないと認めた場

改定前	改定後
合、ならびに申出により前項の取扱いを取消している場合には、この預金は、前項にかかわらず証書(通帳式の場合通帳)記載の満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。	合、ならびに申出により前項の取扱いを取消している場合には、この預金は、前項にかかわらず証書(通帳式の場合通帳)記載の満期日以後で解約の申出があった日に利息とともに支払います。 <u>(3) 前項の規定にかかわらず、2026年3月1日以降は、満期日を経過したこの預金については、当社所定の日をもって解約するものとし、満期日から解約日の前日までの利息を計算し、この預金とともに、預金者が当社に対して有する同一支店の普通預金口座、当座預金口座または当社が預金者のために開設する口座に支払います(別途開設した口座については、普通預金口座に振り替えた場合と同様の取扱いとします)。なお、満期日から解約日の前日までの利息については、満期日から解約日の前日までの日数および解約日の当社の普通預金の利率によって計算します。</u> <u>(4) 前項により別途預金者のために開設された口座に支払われたこの預金の元金と利息およびこれらにかかる利息を受取る場合には、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この預金の証書(通帳式の場合通帳)とともに当社に提出してください。</u>

(3)改定日

2026年3月1日(日)

詳細につきましては、お取引店までお問い合わせください。

以上